

年 月 日

戸籍係 御中

改製原戸籍謄本、戸籍（除籍）謄本 交付申請書

●本籍
●筆頭者氏名
●必要な氏名 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日
●使用目的 相続の為
●必要通数 通・セット
●同封の 定額小為替金額 円

申請人

住所

(日中に連絡のつく電話番号)

電話番号

携帯

氏名 印

必要な戸籍者からの続柄

遠隔地の市区町村に依頼する場合

お手続きは、必ずご依頼する本籍地の市区町村に電話等でご確認ください。

主な同封するもの（要確認）

- 返信用封筒（切手貼付・宛名記入）
- 請求者の本人確認資料のコピー
- 交付手数料（定額小為替）

※「定額小為替」は、郵便局で購入します。



遠隔地の依頼に、切り取ってご利用ください。

【記入例】

請求先の本籍は、直近の戸籍に記載があります。

ふるさと市	〇年〇月〇日
戸籍係 御中	
改製原戸籍謄本、戸籍（除籍）謄本 交付申請書	
●本籍 ふるさと市大字故里字1番地	
●筆頭者氏名 金融 太郎	
●必要な氏名 金融 太郎 生年月日 明・大・昭・平 2年3月4日	
●使用目的 相続の為	
●必要通数 3 通・セット	
●同封の 定額小為替金額 3,600 円	
申請人	
住所 〒123-0000 東西市南北町1-2-3 (日中に連絡のつく電話番号)	
電話番号 03-123-XXXX	
携帯 0901234XXXX	
氏名 金融 花子 金融印	
必要な戸籍者からの続柄 長女	

(切り取ってご利用ください)

被相続人様の (亡くなられた方) 戸籍謄本 についてお願い

この度は被相続人様のご逝去に接し、衷心よりお悔やみ申し上げます。

お亡くなりになりましたお客様
の相続手続きに際し、相続人
様を確認させていただくため、
「被相続人様の出生から亡くな
られた時までの連続した戸籍謄
本」の提出を、お願い致します。



被相続人の戸籍の ご提出について

相続人様を確認するためです。

原則、被相続人様がお生まれになった時から
お亡くなりになられた時までの連続した戸籍謄
本が必要です。

被相続人の戸籍の集め方

1. 被相続人の最後の本籍地に、「相続のため」と伝えて戸籍を請求します。
※「戸籍」にもいろいろと種類があるため、取得の目的（相続のため）を伝えることで、二度手間になることを防ぎます。
2. 交付された戸籍謄本（除籍謄本）から“最後の本籍地”の“前の本籍地”を確認し、その市区町村に「相続のため」と伝えて戸籍謄本（除籍謄本）を請求します。
3. 出生の記載があるまで続けます。
(注) 相続人等でない場合は、取得できません。
請求者の本人確認書類が必要です。

戸籍は何通（セット） いきますか？

被相続人の戸籍は、相続手続きには必須です。
必要部数を確認してご請求ください。
なお、被相続人の戸籍の交付に関しては、手続き上の有効期限はありません。

●本籍が遠隔地の場合

郵送により、送ってもらうことができます。
申請先の市区町村の戸籍係に電話をして、通数を含めて目的（相続のため）を伝え、指示にしたがい申請します。
※郵送で申請する場合は、「遠隔地の市区町村に依頼する場合」（表面）をご参照ください。

●本籍とされた名称の市区町村が存在しない場合

市区町村の合併によるおもわれれます。旧市区町名の地を含む市区町村、または県に確認、あるいは総務省に確認して、現在の市区町村に連絡します。

戸籍の交付は原則有料で、戸籍の種類・市区町村により手数料（金額）は異なります。

戸籍について

- 戸籍は記載内容の変更等により、改製原戸籍等が存在します。
（表面の「戸籍の交付申請書」の依頼名目が複数の表記となっているのはそのためで、このままご利用ください）
- 戸籍は届出により市区町村が編製し、その地を本籍としますが、現在は住所地に関わりなく自由に定めることができます。住所地と本籍地は同じである必要はありません。

生涯本籍地を移されていない方も、近年の戸籍の電子化等の改正などで、複数となるのが一般的です。